



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



春の交通安全運動（4月6日 役場前）
ゆずりあいみんなて交通事故のない町を

2016. 5
No.132

第1回定例会報告	P 2～3
一般質問	P 4～16
議会日誌	P 17

第1回 定例会 報告

平成28年度各会計予算等を審議する第1回定例会は、3月7日招集され、町長より町政執行方針、教育長より教育行政執行方針が述べられ、提出議案の説明を受けた後、議案調査のため、休会に入りました。3月14日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり代表質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、3月18日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第33号までの33件は原案可決、報告第1号は承認議決、議案第34号は同意議決となりました。

《予算》

○平成28年度一般会計予算
岩内町墓園区画造成工事費約5百10万円及び公営住宅等内部修繕工事費3千万円などが決まりました。

○平成28年度国民健康保険特別会計予算
特定健康診査業務等委託料約5百90万円などが決まりました。

○平成28年度臨海部土地造成事業特別会計予算
新港地区土地鑑定評価業務委託料約35万円などが決まりました。

○平成28年度公共用地先行取得事業特別会計予算

土地開発基金繰出金25万円が決まりました。

○平成28年度介護保険特別会計予算
居宅介護サービス費約3億1千6百万円及び施設介護サービス費約7億3千3百万円などが決まりました。

○平成28年度深層水事業特別会計予算
深層水分水計装システム機器借上料約86万円などが決まりました。

○平成28年度後期高齢者医療特別会計予算
後期高齢者健康診査業務委託料約14万円などが決まりました。

○平成28年度水道事業会計予算
浄水場管理業務委託料2千2百40万円などが決まりました。

○平成28年度下水道事業会計予算
水洗便所等改造費補助金4百万円などが決まりました。

○平成27年度一般会計補正予算
岩内地方衛生組合負担金（じん芥処理分）約1億3千万円及び年金生活者等支援臨時福祉給付金7千3百50万円などが決まりました。

○平成27年度国民健康保険特別会計補正予算
職員の給与費7万8千円などが決まりました。

○平成27年度公共用地先行取得事業特別会計補正予算

土地開発基金繰出金4万9千円などが決まりました。

○平成27年度介護保険特別会計補正予算
介護予防サービス費約50万円及び介護予防サービス計画費約77万円などが決まりました。

○平成27年度水道事業会計補正予算
職員の給与費7万1千円などが決まりました。

○平成27年度下水道事業会計補正予算
職員の給与費2万3千円などが決まりました。

○平成27年度一般会計補正予算
なまこ等増養殖実証事業費補助金1千6百50万円などが決まりました。

《条例設定・改正》

○行政不服審査法の施行に伴う関連条例の整備に関する条例設定
行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正をしました。

○地方公務員法の一部改正に伴う関連条例の整理に関する条例設定
地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内消費生活相談センター条例設定
消費者安全法の一部改正に伴い、岩内消費生活相談センター条例を設定しました。

平成28年度 一般会計・特別会計予算 公営企業会計予算

11,118,595千円 決まる!!
1,882,755千円

○岩内町行政手続条例の一部を改正する条例設定

行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例設定

行政不服審査法の施行等に伴い、固定資産評価審査委員会における審査の手続等について、所要の改正をしました。

○岩内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例設定

地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町議会議員の期末手当の支給割合について、改正をしました。

○岩内町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例設定

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町費特別職員の期末手当の支給割合について、改正をしました。

○岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町教育委員会教育長の期末手当の支給割合について、改正をしました。

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定

人事院勧告に準じた岩内町費職員の給料及び勤勉手当の支給割合の改定及び地方公務員法の一部改正に伴う「級別標準職務表」の登載等について、所要の改正をしました。

○岩内町医療費助成条例の一部を改正する条例設定

乳幼児等医療費助成事業における通院医療費助成の対象年齢拡大について、所要の改正をしました。

○岩内町介護保険条例の一部を改正する条例設定

介護保険法第62条に規定する市町村特別給付の実施等について、所要の改正をしました。

○岩内町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例設定

老朽化した施設の用途を廃止するため、岩内町勤労青少年ホーム条例を廃止しました。

《その他》

○公の施設の指定管理者の指定

木田金次郎美術館の管理を特定非営利活動法人岩内美術振興協会に指定しました。

○公の施設の指定管理者の指定

岩内町老人福祉センターの管理を社会福祉法人岩内町社会福祉協議会に指定しました。

○岩内町過疎地域自立促進市町村計画の策定

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、岩内町過疎地域自立促進市町村計画を定めました。

○専決処分した事件の承認

平成28年度与党税制改正大綱において個人番号の利用の取扱いが見直されたことに伴い、所要の改正を行うため、岩内町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、報告し承認しました。

《人事》

○岩内町副町長の選任同意

猪口 仁氏の選任に同意しました。



審議した意見書・決議書

○介護保険改悪を中止・撤回し、誰もが安心して介護を受けることができるような財政措置を講じることを強く求める意見書……………原案否決

○戦争法の廃止を求める意見書……………原案否決

○飲酒運転根絶を宣言する決議……………原案可決

代 表 質 問 (要 約)

3月14日、3月15日 5名の議員による代表質問が行われました。

中 家 正 希 議員 (志政クラブ)

町政執行方針について

■質 問■

1. 新年度に重点的に取り組む施策はどのようなものか。

2. 新年度予算の内容に関して、本年度との差違、特徴について。

3. 地方創生の推進に関わる施策とその予算の内容について。

4. 新年度の福祉施策の具体的な内容及び福祉施策の充実について。

5. 新年度の公共事業の予算規模とその具体的な内容について。

6. 外国人観光客の誘客の効果が期待される免税店の誘致について。

7. 新年度の予算編成を踏まえた、今後5年程度の財政状況の予測と計画されている各種の事業展開との具体的な関連性について。

■町 長■

1. 平成28年度の重点的な施策は、水産業における広域連携事業や深層水の活用促進事業などの他、住環境の整備や安全・安心なまちづくりのための各種事業、それぞれが重要な事業と認識している。

2. 平成27年度と平成28年度の予算編成は、これまでと同様「歳入に見合った歳出」を基本とし、各事業の必要性や重要性、優先度等を慎重に判断し、予算編成している。

る。

平成28年度予算の特徴は、歳入で、一般財源の縮減が見込まれる厳しい中、各懸案事業を選択と集中による、メリハリのある予算編成に努めた。

3. 地方版総合戦略の主な事業は、妊婦健康診査通院交通費扶助費で240万円、乳幼児等医療費助成事業における対象年齢の拡大分で376万3千円、空き店舗活用支援事業補助事業で320万円、空き家等対策計画策定業務委託料で300万円、ニセコ山系観光連携促進事業で104万4千円、移住定住促進事業で104万8千円、ふるさと納税推進事業で689万9千円で、その

他、水産業における広域連携事業や深層水の活用促進事業などの補正予算も合わせて、約1億円の事業規模である。

4. 地域福祉対策では、岩内町社会福祉協議会補助事業など、高齢者福祉対策では、訪問給食サービス事業、デイサービスセンター運営事業など、児童福祉対策では、保育所運営事業や乳幼児等医療費助成事業など、障がい者等福祉対策では、障がい者相談支援センター運営事業など、保健対策では、健康増進対策事業や予防接種事業などである。

高齢者に対する新たな取り組みとして、在宅高齢者紙おむつ購入費助成事業と後期高齢者歯科健

康診査事業を実施し、保育料の負担軽減の拡充や乳幼児等医療費の通院費助成の拡大による子育て支援、各種がん検診対象者への受診意向調査などを予定している。

5. 予算規模は、一般会計で約7億8千200万円、水道事業会計で1億5千290万円、下水道事業会計で3億8千300万円、合わせて、13億1千790万円規模である。

具体的な事業は、一般会計でフジタイ通り(外1線)道路改良事業や、薄田通り道路改築事業、都市公園施設改修事業、島野地区集会所建替事業、岩内町墓園区画造成工事、野束団地外壁改修工事、ニセコいわない国際スキー場におけるリフト改修工事、西小学校地下貯蔵タンク改修工事、第二中学校グラウンド改修工事など、水道事業会計で稲穂橋水管橋等の配水管改修工事や、改修工事に係る実施設計業務など、下水道事業会計で汚



水管渠布設工事や、汚水管渠実施設計業務などである。

6. 免税店を誘致するためには、外国人観光客を増加させることが、重要な要件であると考えている。

外国人観光客を誘致するためには、ニセコ方面との連携が有効であることから、「ニセコ山系観光連絡協議会」へ加入し、広域的な観光振興に取り組むよう進める。

また、岩宇4町村の事業者が中心となり、ニセコ地区で物産展を開催するなど、外国人観光客の誘致に向けたPR活動を実施している。

こうした事業の実施により、外国人観光客の増加が期待でき、免税店の本町への進出を促すことに繋がるものと考えている。まずは、外国人観光客の誘致に向けた各種事業に取り組んでいく。

7. 歳入面で、自主財源の確保が大変厳しい状況が続くと予測してい

る。

事業展開との関連性については、各種事業を計画的かつ戦略的に実施することと健全な財政運営を図っていくことは共に重要であり、両者は密接な関係にある認識である。

水産加工業の

振興について



■質問■

1. ここ5年間の町内の水産加工経営体数及び生産額の推移について。

2. ここ5年間の水産加工品の町内生産額の品目別の推移について。

3. ここ5年間の町内の水産加工場の就労者数の推移について。

4. 水産加工関係者から町への技術的な支援の要請とその対応の状況について。

5. 製品開発や技術研究の状況とその成果をど

産加工業に対する振興策をどのように考えているのか。

■町長■

1. 平成22年は、経営体数22件 生産量 2, 934トン

平成23年は、経営体数23件 生産量 2, 754トン

平成24年は、経営体数21件 生産量 2, 597トン

平成25年は、経営体数20件 生産量 2, 539トン

平成26年は、経営体数20件 生産量 2, 401トン

経営体数は、ここ5年間で2件の減、生産量はいく年の20%程度の減である。

2. 平成22年は、干製品1, 978トン 塩蔵品448トン 味付け数の子7トン

平成23年は、干製品1, 905トン 塩蔵品423トン 味付け数の子8トン

平成24年は、干製品

1, 805トン 塩蔵品387トン 味付け数の子7トン

平成25年は、干製品1, 805トン 塩蔵品271トン 味付け数の子58トン

平成26年は、干製品1, 522トン 塩蔵品354トン 味付け数の子93トン

干製品や塩蔵品は20%程度の減少傾向にあるが、味付け数の子は急激に増加している。

3. 平成22年は、267名。平成23年は、251名。平成24年は、242名。平成25年は、235名。平成26年は、237名。5年間で10%程度の減だが、生産量や経営体数の減などによると聞いている。

4. 水産加工品や加工原料について、要望の多い安全性の確認や栄養評価のための分析試験、食品表示記載のための保存試験、製造現場の衛生管理推進のための工場内の衛生指導といった支援を

行っている。

また、水産加工企業から「常温保存のできる製品開発」の要望を受け、平成25年度より身欠きニシンやアワビのレトルト製品の開発に共同で取り組んでおり、機械技術やマーケティングに精通した専門家も入り、消費者視点に立った製品開発に取り組んでいる。

5. 水産加工企業の現状ニーズを把握しながら、消費者視点の商品づくり、食品衛生などをテーマとした講演会や講師による個別相談会、商品の安全確認試験、商品開発コストや新たな設備投資にかかる補助金等の情報提供など、様々な支援を行っている。

こうした講演会や製品開発などは、水産加工企業を中心とした食品製造企業で構成される「いわな食品工業研究会」を核に行うことで、会員相互の情報交換による製品開発、製造技術のレベルアップ等が効果的に図られるものと考えており、

今後もこの研究会を活性化することで、企業個々が発展するように支援に努めたい。

6. 個々の水産加工企業に対する電気料金の補助については考えていない。

7. これまで水産加工業への振興策として、平成25年度及び平成27年度に、岩内海産商協同組合に対して、冷凍施設や屋根改修費などへの財政支援のほか、各企業からの依頼試験などの技術支援等のサービスを提供する形で、水産加工企業の経営安定化に向け継続的に支援している。

今後は、組合や各企業さらには関係団体等との情報交換を密に図りながら、水産加工企業が社会情勢の変化に対応できる強い企業になれるよう、サポートセンターが核となり、現状の課題を把握した中で、引き続き各種支援を行いながら、水産加工業の振興が図られるよう努めたい。

教育行政について

■質問■

1. 確かな学力や健やかな体、豊かな心など、社会で生きる力の育成をはかることも、いじめの防止に向けた取り組みや、規範意識や他者思いやる倫理観の育成、特別支援教育の充実に関する取り組みの状況について。

2. 自分の生まれ育った郷土の歴史、産業などに親しみ、理解を深め、ふるさとに愛着をもつて発展させていこうとする気持ちの醸成に関する取り組みの状況について。

3. コミュニティー・スクールの導入など、地域全体で子どもたちの学びを支援するとともに、子育て支援や家庭の教育力の向上に関する取り組みの状況について。

4. ライフステージに応じた学習活動や体験活

動の充実、地域づくりなどへの積極的な参画に向けた社会教育の推進などの生涯学習を推進するとともに、地域における文化活動の振興やスポーツ環境の整備などの文化・スポーツ活動の推進の状況について。

■教育長■

1. 学校、家庭、地域が互いに信頼と協力体制を深め、児童生徒の情報等を共有し、学校に対する理解が深まるよう、開かれた学校づくりを進める。

学級内の集団の状態などを測定するアンケート調査やいじめ調査の実施、スクールカウンセラーによるカウンセリングなどを推進し、いじめの早期発見・対応に努める。

道徳を中心に「きまり」の重要性等を自覚させ、日常生活をより良く過ごすための基盤となる、正

義感や自己抑制力、責任感の育成に努める。

適切な支援が実現できる体制を構築するため、幼稚園・保育所・小中学校及び福祉関連団体との連携強化や研修会の実施など支援体制の充実に努める。

2. 総合的な学習の時間などを活用し、社会学習や職場体験を実施している。また、小学3・4年生には「わたしたちの町いわない」という副読本を活用し、町の歴史や文化、地域の良さを認識する授業の充実に努めている。

3. コミュニティ・スクールの導入は、先進地の取り組みを参考に、調査・研究に着手する。

また、子育て支援や家庭の教育力の向上は、教育活動の情報発信やPTAと連携した研修会を実施し、子育て支援や家庭の教育力向上について支援体制の充実に取り組む。

4. 生涯学習の推進提供している。

また、スポーツ活動では、各種大会の支援をはじめ、スポーツ活動に参加できる環境整備を行っている。

町民プールについて

■質問■

1. 平成3年に町民プールが開館して25年。

開館日が4ヶ月に半減してから10年だが、町民プールの存在をどう評価しているのか。

2. 町民プールを通年開館し、水泳を広く普及させるべきと考えるが、見解を伺う。

■教育長■

1. 町民プールは、ピーク時の年間2～3万人から、7千人台と減少する中で、利用実態としては、町内小中学校における体育授業をはじめ、町内の水泳クラブによる水泳教室、各種大会が開催されており、本町にとつ

て重要なスポーツ施設の一つとして位置づけている。

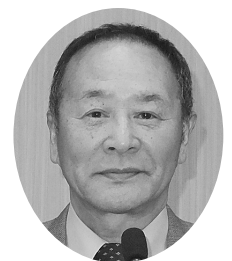
本町では、水泳以外に、気軽にスポーツ活動を行う環境づくりを進めており、町民体育館や運動公園のほか、スキー場におけるウィンタースポーツなど、一年を通じて様々なスポーツに親しむことが可能であることから、関係団体と連携を図りながら生涯スポーツの普及に努める。

2. 施設維持に伴う財源確保も考慮した場合、通年開館は、現時点においては厳しいことから、施設の有効活用と利用拡大を図る。

金 沢 志津夫 議員（新政クラブ）

平成28年度岩内町一般

会計予算に関連して



■質問■

1. 平成25年度の「道内町村における健全化判断比率」で、岩内町の「将来負担比率」が全道町村でワースト3の133.6となっているが、平成26年度、27年度、28年度は、どのような比率で推移しているのか。

こうした状況を町はどう判断しているのか。

また、今後の財政運営の見通しについて、住民サービスを低下させることなく投資的経費を持続するためには、中長期的な財政計画が必要となるが、その計画はあるのか。

2. 町政執行方針で「ふるさと納税の推進」が新たに盛り込まれたが、当初予算でどんな規模の事業と成り得るのか。

返礼品となる町の特産品は充足されるのか。

寄附者との結びつきを大切にする町の施策と、来町の際の受入態勢について聞きたい。

3. 国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき「岩内町総合戦略」策定に向け作業が進められているが、新年度において地方創生関連予算の主な事業と予算規模は。

その中には、漁業を始めとする一次産業への振興策やサポートセンターでの新規の養殖試験事業などが盛り込まれているのか。

また、「総合戦略」策定後は、年度途中であっても、国からの追加補助があるのか。その場合、町の施策としてどのような事を検討しているのか。

■町長■

1. 将来負担比率の推移は、平成26年度で210.4%、平成27年度及び平成28年度は、平成26年度との比較で、数十%下降する見込みである。

上昇の要因は、起債の借入残高が増加し、一方で基金残高が減少したことが主な要因で、その後、起債残高の減少により、数値が下降していくと見込まれ、早期健全化基準である350%の範囲内であり、健全にコントロールされている。

また、収支を含めた中長期的な財政計画は策定していないが、各所管の投資的事業などを把握し、将来を見据えた財政運営に努めている。

2. ふるさと納税の事業規模は、平成28年度予算で689万9千円を計上している。

主な経費の内訳では、ホームページ掲載料等のほか、ふるさと納税包括支援業務委託料を計上し、返礼品の件数では、おおよそ千件分を見込んでおり、今後は寄附件数の推移などを見極めた上で、事業の拡大を目指す。

返礼品となる町の特産品は、本事業の取りまとめ等の窓口となる岩内観光協会と連携した中で、登録事業者の募集を行い、現時点で14の事業者・生産者より申請があった。

今後は、魅力ある特産品の選定やリスト化を進め、6月の本格スタートを目指す。

また、寄附者の来町を

目的とする宿泊型・滞在型の返礼品は、温泉宿泊施設等との連携で、自然や風土と触れ合う体験型メニューや、歴史や文化などこの土地でしか味わえない着地型メニューの開発を検討していく。

寄附者との結び付きを大切にする町の施策は、ふるさと岩内を応援したいと思えるような、具体的な寄附の使い道を提案し、事業の効果や成果を寄附者へ報告するなどのきめ細かな対応に努め、結び付きをより強固なものにしていく。

3. 地方創生関連予算の主な事業として、妊婦健康診査通院交通費補助費で240万円、乳幼児等医療費助成事業における対象年齢の拡大分

で376万3千円、空き店

舗活用支援事業補助事業で320万円、移住定住促進事業で104万8千円などで、その他、水産業における水産資源の管理や増養殖など、一次産業への振興等のための広域連携事業や深層水の水産分野における陸上養殖の検証や普及活動等のための深層水活用促進事業などの補正予算も合わせ、約1億円の事業規模である。

平成28年度に係る国からの追加の補助は、年度途中において、何らかの形で照会があるものと認識しているが、交付金の活用施策は、交付要件等が示されておらず、具体的検討に至ってはいないが、最大限活用したいと考えている。

海岸保全対策について

■質問■

1. 島野海岸は高波による国道閉鎖や、強風による停電被害が発生して孤立状態になり、地域住民の不安が解消されない地域である。

今年度から町の都市計画に基づき国道の整備事業が行われるが、越波対策や海岸保全対策はどのように計画されているのか。

2. 地域防災計画や原子力防災計画では、海岸部における災害時の避難道路の確保や避難場所への住民誘導はどのように示されているのか。

3. 国が示した岩内の津波予測は最大12.7メートルであり、東日本大震災の教訓は地震津波は日本国中どこでも起き得る。

地域住民の安心・安全を担保するためにも、早

期の海岸保全対策が必要だが、町の施策についてどうか。

■町長■

1. 国道の整備事業は、野東地区の国道229号の歩道整備事業であり、平成29年度から本工事に着工する予定である。

この整備区間のうち特に野東川近郊の地区は、暴風と越波等により大きな影響を受けやすいが、安全で信頼性の高い道路網の確保のため、歩道整備事業に併せて、擁壁かさ上げを含む改修と消波ブロックによる護岸保護を行うよう国に対し早期事業化を強く要望しており、国も積極的な事業化に向けて検討するとの意向である。

この事業により、越波や飛沫に対して大変有効な対策が実施でき、加えて、地域住民の期待も大

きいことから、早期事業化に向けて、引き続き小樽開発建設部等に対し要望していく。

2. 避難道路は、できる限り幅員5メートル以上の公道とし、海岸部から各避難場所までの13経路を津波災害避難路図と共に示している。

住民誘導は、町及び防災関係機関が連携し、住民への情報提供、避難場所での避難者の把握と保護、避難道路での障害物除去と避難誘導にあたり、避難行動要支援者の避難は、日常より名簿を作成し、住民の協力を得て行い、障がい者の方は、救護部が救助、救出するとしている。

なお、野東・敷島内地区の避難道路は、安全性が高く、避難場所まで通じる4路線を指定している。

今後は、防災訓練など

を実施する中で、避難誘導体制の点検・充実を図っていく。

3. 町は海岸の護岸保全事業として、昭和44年度から平成2年度にかけて6脚ブロックやテトラポットの設置と昭和54年度から平成2年度にかけて波返し護岸の嵩上げ及び消波工による越波対策を行い海岸保全を図ってきた。

事業実施後の経年化で、御崎護岸では消波ブロックの沈下や玉石等の堆積、野東海岸も陸域部の浸食等による護岸部の洗掘や越波が著しくなっている。御崎護岸は、平成28年度の災害復旧事業で消波ブロックを設置し、野東海岸は、引き続き小樽開発建設部等に早期事業化を積極的に要望していく。

今後も海岸管理者の町と国・道など関係機関が一体となり、現地状況の把握、原因の解明、問題解消に向けた取り組みを行っていく。



谷口雅史議員（公明党）

新年度予算の特徴と

取り組む課題について



■質問■

1. 町の財政運営については、町税、交付税、国・道からの補助金等を柱として財政運営がされている。

人口減が及ぼす普通交付税の減少の中、町長自ら、岩内町の経済状況の厳しさを認識していると思うが、こうした厳しい経済情勢を好転させるため今後における必要性や重要性、優先度の高い事業は何があるのか。

2. 町として岩宇4ヶ町村の道の駅などの構想は。

漁業振興事業も資源の維持・管理及び増大もそれぞれの特色を生かし、岩宇の連携で戦略の構想は。

地方創生で何より重要なのは人づくりとある

が、若い職員・青年の新たな発想が重要と思うが、岩宇で人口の一番大きな町として、力強くリーダーシップを発揮してはどうか。町長の所見は。

2. 道の駅を岩宇地域の連携事業として整備することについては、4町村共通の話題として俎上に載ったことはない状況である。

現在、国における「地方創生加速化交付金」を活用すべく、神恵内村、泊村と協力し、広域連携事業としてナマコの生産から販売までを、また、磯焼け海域に生息する実入りの悪いキタムラサキウニを飽和給餌による短期繁殖で実入りを改善し、端境期に出荷するなどの事業化を目指すため、岩宇3町村をはじめ、漁協、北海道、金融機関、民間業者などで構成する協議会を設立し、マーケティング調査やブランド化の確立、さらには、販路開拓を模索しながら海外輸出に向けた体制作り

■質問■

1. 空き店舗活用支援事業補助制度の助成条件はどの程度か。

2. 空き店舗を活用する前に、上下水道の設備を町で助成できないのか。

3. 高齢者が集う「高齢者サロン」的なスペースを設置し、高齢者サロンの活用が終了した時には、貸店舗等として活用してはどうか。

次に、雇用対策について、

1. 今年度の役場臨時

商工業振興・雇用対策

について

職員、非常勤職員の雇用人数、勤務時間、雇用期間は。

2. 役場の臨時職員は、雇用が1年間で、いろいろ法律や制約等があると思うが、臨時職員の雇用期間を3年間と延長して雇用することはできないか。

また、今後の社会人卒の採用見通しについては。

3. 町全体、特に若者に対する雇用施策はあるのか。

■町長■

1. 「空き店舗活用支援事業補助制度」は、商店街の活性化を図るため中心市街地にある空き店舗を活用し、新たに新店舗をしようとする事業者などを支援するため創設するものであり、補助対象者の条件は、「1年以上継続し事業を遂行すること」や「事業主等が本町に住民登録をし居住していること」などの一定の基準を満たした場合、店舗の家賃については対象経費の1/2以内で上限を5万円とし12ヶ月分を、店舗の改修費については対象経費の1/2以内で、100万円を上限とし補助する。

2. 本町の空き店舗対策の課題は、店舗と居住スペースが一体となっているため、誰かに貸すには、店舗の改修に加え、居住スペースとの住み分けが必要であり、特に上下水道設備にかかる改修費の負担が大きいことである。このため、店舗の改修費に対する補助は、

上下水道設備を含め、出店に必要な店舗改修の費用に対し、補助することを想定している。

3. 高齢者が自分らしく健康に暮らし続けるためには、生きがい活動や元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、仲間同士の繋がりを深める自主活動の場づくりが重要。

現在、高齢者が集う町の施設は、老人福祉センターとデイサービスセンター、民間施設は、通所リハビリテーション2施設と介護予防サロン「りはる」がある。

今後、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が増加する状況を勘案すると、高齢者サロンなどの整備は、高齢者自身の心とからだの健康維持、さらには、助け合いの輪の広がりも期待できることから、現有施設の利用状況などの情報収集を図りながら、空き店舗の活用も含め、検討していきたいと考える。

1. 2. 平成27年10月1日時点の臨時職員は26人、勤務時間は午前8時45分から午後5時15分まで、雇用期間は1年以内である。

また、非常勤職員は57人、勤務時間は午前10時から午後4時までの5時間を基本とし、雇用期間は1年以内で、必要があれば最大3年を限度に再雇用することができる。

ほかに、保育所などの代替職員として、19人が登録している。

次に、臨時職員の雇用期間は、町の要綱の中で、任用期間は6カ月以内とし、6カ月を超えない期間で更新できるが再度更新できないため、今後も法令に基づき雇用していく。

社会人枠の採用見通しは、職員の年齢構成比の適正化を図るため、平成26年度及び平成27年度に社会人枠の採用試験を行い、今年度は4名の採用、来年度も4名の採用を内定しており、年齢構成比の平準化と今後の退職者の推移を考慮した場合、

当分の間、社会人枠での採用は考えていない。

3. 若年者に対する雇用対策は、若年者は就労後、比較的短期間で離職するケースが見受けられることから、岩内地域人材開発センターでパソコン操作やコミュニケーション能力の向上のための基礎研修、及び基礎研修終了後、民間企業などでの職場研修を実施し、若年者等の職場への定着や就労を促進するための事業に取り組んでいる。



移住・定住促進対策

について

■質問■

1. 移住を促進するには、様々な移住政策があると思うが、町の政策についての町長の考えは。

2. 若者の定住促進に向けての政策が必要と考えるが、町長の考えは。

■町長■

1. 2. 移住・定住を希望する方が、新たな住まいとして選択する理由には、その土地の自然、景観、気候、産業、人との結び付きなど、各々の感性や価値観、趣味、経済状況などから、いろいろな視点や観点で検討されるものと認識しております。

まず、新たな土地の気候になじみ、近隣住民とのふれあい、地域住民と信頼できる環境づくりが、何よりも重要と考えている。

町としては、岩内町の自然・環境、また道内の

中心都市である札幌市とのアクセスの良さを全面的にPRし、総合戦略の重点項目の一つである「移住・定住の促進対策の強化とニーズを捉えた情報発信」を行いながら、移住定住を加速度的に進めるための住宅家賃や引っ越し費用等への助成制度の整備に取り組んでいく考えである。

また、本町の場合、高等学校卒業後の進学・就職時に町外への転出が顕著となつていくことから、まず産業のすそ野を広げ、「安定した雇用の創出」、「新しい人の流れをつくる」、「子育て支援の充実」、「安全・安心な暮らしを守る」といった岩内町総合戦略で掲げた基本目標に向かい、各種施策を進めていく。

大田 勤議員（日本共産党議員団）

原子力発電所安全対策・

不十分な北電の

安全対策について



■質問■

1. 審査状況を注視している町として「世界最高水準」の規制基準で審査を厳正にしていると常々主張している町長の規制基準に対する見解は。

2. 町長は再稼働についてどのような認識を持っているのか。

3. 再稼働への同意は安全協定を結んでいる4町村だけではなく、再稼働への同意権は得られない町村の同意も必要と思うが町長の見解は。

4. 町として廃炉を決定するよう北電や国・道に伝えるべきではないのか。

5. 泊原発での限界点の地震動は何ガルを設定しているのか。

6. 安全余裕を超え限界点を超える地震動が起きた場合、泊原発の損傷が起き、現在の安全対策では対応が出来なくなるのではないか。

7. 基準地震動の変更に伴い、安全上重要な建物、施設等の設計変更や耐震補強などは行われたのか。

8. 基準地震動は上げだが、安全上重要な建物・施設の耐震性は上がっているのか。

9. 使用済み燃料ピットポンプ、使用済み燃料ピット冷却器は耐震性の

分類ではどのクラスか。また、Sクラス・Bクラス施設の基準は。

10. 耐震性はBクラスで、基準地震動以下の揺れで壊れる可能性があるのではないのか。

11. 冷却する配管などがBクラスでは地震に耐えることが出来ず破損がおこり給水不能で冷却機能が維持できないのではないのか。

12. 基準地震動の引き上げに伴い重要な機器の耐震性も高められたのか。

13. 安全性を保つための対策を強く求めるべきではないのか。

■町長■

1. 原子力規制委員会において福島第一原発事故を踏まえ、地震・津波に対する対策の強化や、新たにシビアアクシデント対策を求めるなど、現時点における最新の技術的知見を反映させ、IAEA等の国際機関の安全基準を含む海外の規制動向なども踏まえ、策定された基準であると受け止めている。

2. 原子力発電所の再稼働については、何よりも安全性の確保が最優先で、高い専門的知見を有する原子力規制委員会における厳正な審査を踏まえ、国において適切に判断されるべきものと認識している。

3. 原子力発電所の再稼働に係る、地元合意などに関する法的定めはなく、国が具体的な手続きを明確にし、安全性やエネルギー政策上の必要性を考慮し、国が責任を持つて判断されるべきものと考えている。

4. 原子力発電所の廃炉については、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきものと考えている。

5. 原子炉施設の耐震性は、基準地震動に対する健全性を評価しているものであり、限界点を設定し設計しているものではないとのことである。

6. 原子炉施設の耐震設計は、十分な安全余裕を考慮した設計となっているため、他の発電所の過去の地震の例では、基準地震動を超えた地震が発生したとしても、地震により大きな損傷は起きていないとのことである。

また、現在実施している安全対策のなかで、更に大きな地震が発生するような万一の事態も想定し、新たに配備した可搬型重大事故等対処設備などを活用し、炉心損傷や、格納容器破損の緩和等が行えるよう体制や手順等を整備しているとのことである。

7. 8. 原子炉建屋、原子炉容器、蒸気発生器については、基準地震動に対し裕度があるため、施設等の設計変更や耐震補強は行っていないとのことである。

また、基準地震動引き上げに伴う耐震性向上のため、安全上重要な建物、施設については、必要に応じ耐震補強を実施して

いるとのことである。

9. 使用済み燃料ピットポンプ及び使用済み燃料ピット冷却器の耐震クラスは、ともに耐震Bクラスとなつている。また、原子力発電所施設の耐震による基準については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」で定められており、Sクラスは、地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設の機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至つた場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失

を防止するために必要となる施設であつて、その影響が大きい施設と定義されている。

また、Bクラスは、安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ影響が小さい施設とされている。

10. 使用済み燃料ピットの冷却設備の分類はBクラスとなつているが、ほかに定める規制要求に対応する過程で、実際の耐震性能がSクラス相当であることを確認しており、基準地震動以下の揺れで破損する危険性は無いとのことである。

11. 使用済み燃料ピットの冷却設備の分類はBクラスとなつているが、ほかに定める規制要求に対応する過程で、実際の耐震性能がSクラス相当であることを確認しており、泊発電所において万一、冷却出来ない事故が発生した場合においても、可搬型送水ポンプ車や可搬型スプレイ設備を

配備しており、冷却機能は維持できるとのことである。

12. 基準地震動については、昨年12月の審査会合をもつておおむね了解を頂いているとのことであるが、重要な機器の耐震性についても、それぞれ特定の揺れやすい周期をもっていることから、その固有周期の揺れを考慮し耐震設計しており、耐震性の必要な箇所においては補強工事等を順次進めているとのことである。

13. 原子力発電所においては、いかなる事情よりも安全性を最優先することは当然のことであり、事業者である北海道電力においては、規制基準に求められた安全対策はもとより、自主的な各種安全対策にも取り組み、世界最高水準の安全性を追求しているものと承知しているが、安全対策に終わりは無く、さらなる安全性の向上に向けた不断の取り組みを北海道電力に、引き続き求めていく。

町政執行方針・子育て支援の

町づくりについて

■質問■

1. 保育の必要性の認定事由で求職活動を継続的に行うとは、具体的にどのような活動か。

2. 求職活動申立書、求職活動状況申告書の添付で短期日や一時預かりなども含め検討すべきではないのか。

3. 保育料の見直しで、年収360万円未満相当のひとり親世帯第3階層、第4階層の第1子の保育料が半額、第2子が無償化になったがその負担軽減世帯数と対象人数は。

4. 年収360万円未満多子世帯の小学校就学

前とした多子世帯の年齢制限撤廃による第2子半額、第3子無償になった負担軽減世帯数と対象人数は。

5. 年収制限360万円未満を引き上げるなど、町の判断で思い切った徴収基準に設定することが子育て世帯の負担軽減になるのではないのか。

6. 保育所の保育時間の延長、受入時間の繰り上げなどは、直ぐにでも実現でき待ち望まれている子育て支援と思うが。

7. 乳幼児等医療費助成事業を全額助成に拡大した場合の医療・歯科で

はどの程度と推計しているのか。

また、初診時一部負担を止め全額助成にすることが子育て支援ではないのか。

8. 小学6年生まで子供医療費の1割負担ではなく全額助成こそ子育て支援ではないのか。

9. 国民健康保険の保険者支援金は、町でいくらか投入されているのか。

10. 町は支援金をどのように国民健康保険に反映したのか。

11. 保険税の賦課では「均等割」という負担割合があり、人数が増えれば増えるほど、保険税が上がるのは、地方創生の趣旨に逆行するのではないのか。

12. 支援金を財源に保険税の引き下げ、賦課・徴収の在り方を見直し負担軽減をすべきではないのか。

■町長■

1. ハローワークへの通所や面接のための企業訪問などを継続的又は定期的に実施していること等の活動である。

2. 「求職活動中」を事由とした保育の認定期間は、90日間に設定している。また、一時預かりについては、子育て短期入所生活援助事業の実施により、緊急、一時的な預かりについても対応可能な体制となっている。

3. 3世帯、3名が該当するものと思われる。

4. 10世帯、12名が該当するものと思われる。

5. 保育料の負担は、子育て世帯の家計に直結する喫緊の課題の一つであると認識しており、徴収基準については、負担の公平性を図りながら、年収制限の引き上げ等の措置も含め、実態を十分調査し、適正な基準設定に努めていく。

6. 庁舎内に保育士を含めた検討の場を設け、保育時間延長の実現に向けて検討作業を続けているところであり、延長時間数、新たに必要となる人件費や管理運営費、広域入所保育への影響等を十分把握しながら、検討作業を継続していく。

7. 8. 小学校6年生まで全額助成した場合、平成28年度の年間ベースでは、3千21万6千円となり、1割負担との比較では、1千79万8千円の増と推計される。

全額助成については、子ども・子育て支援の充実のためには望ましいものの、多額の一般財源が必要となることや、「過剰受診を招く恐れがある」との国の検討会での意見などを勘案し、現時点においての実施は難しいものと判断した。現在、国において、全国一律の制度化に関する議論の取りまとめが進められており、国の動向を注視していきたい。

9. 平成27年度の岩内町国保に対する保険者支援金としては、国、北海道、町の一般会計負担分の合計で、約1千7百万円。

10. 保険者支援金については、国民健康保険特別会計に適正に繰り入れ、歳出全般に対する財源に活用している。

11. 被保険者全体制度を支える観点から、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用し、経済的負担能力に応じた負担分と、受益に応じた負担分のバランスを図る仕組みとなっている。均等割については、負担分の算出を行った上で、世帯人数の増加に応じた軽減措置も設けられており、地方創生の趣旨に沿うものと考ええる。

12. 保険者支援金の拡充については、被保険者数や生産年齢層の減による保険税収入の減少、また、高齢化や医療技術の進歩に伴う医療費の増加

を見据えると、保険税の引き下げには直結していないものの、結果的に保険税上昇の抑制に働いている。今後の賦課徴収のあり方の見直しについて

は、更なる保険者支援金の拡充や、平成30年度からの国保事業費道納付金と標準保険料率の設定を踏まえ判断する。

指定管理者への

町の対応について

■質問■

1. 木田金次郎美術館における指定管理者業務委託料の減額予定となつた経緯と理由は。

2. 指定管理者の指定の期間を1年間とするこので、岩内美術振興協会のメンバーの意欲を削ぎ雇用不安をつくりだすことになるのではないか。

このような単年度の指定期間は考え直しやめるべきではないか。

3. 木田金次郎美術館を町として観光振興の大切な財産と位置付け、活用しようとする姿勢はあるのか。

は、更なる保険者支援金の拡充や、平成30年度からの国保事業費道納付金と標準保険料率の設定を踏まえ判断する。

4. 木田金次郎美術館の指定管理者への委託料の大幅な減額予定と単年度の指定期間については、町民へのサービスの低下の恐れがあるのではないか。

また平成27年4月からの改正地方教育行政法の施行による首長の権限強化によってもたらされたことなのか。

5. 木田金次郎美術館は町の指定管理者が運営しているが、そこへ町の職員である学芸員が指導的立場で勤務することは、指定管理者に偽装請負をさせていることにならないのか。

6. 郷土館における指定管理者業務委託料が増額予定であるがその理由は。

7. 郷土館管理者の指定の期間の変更の予定は。

■教育長■

1. 入館者数の推移や、それに伴う事務量などを踏まえ、他町村類似施設の実態も参考として、必要な人件費を削減したところである。

2. 指定管理者業務委託料の見直しを踏まえ、より短期的な間隔で、運営状況を確認する必要があると判断した。

3. しりべしミュージアムロードとして、近隣町村の施設との連携により、地域の芸術・文化の発信に取り組んでいる経緯があり観光的な側面もあるので、施設間とのネットワークを継続していく。

町の水道事業について

4. 委託料減額と指定期間の設定については、教育委員会が判断したものであり、指定管理者との事前協議を行い了解を得た上で、進めてきた。これまでどおり指定管理者制度を導入する中で、民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図っていく。

5. 学芸員の身分については、教育委員会に籍を置いたまま、施設に駐在し、指定管理者と連携して職務を行っているものであり、偽装請負に該当するものではない。

6. 主な増額の要因については、電気料の値上げとインターネット接続に伴う通信料の追加によるものである。

7. 指定期間内の事業成果等を検証した上で、次年度以降の管理体制を判断する。

■質問■

1. メーター更新の工事費の支出は。

2. 給水世帯からのメーター取替（使用料及び自己負担）の事業者の収入は。

3. 水道メーターは再利用できるか。

4. 水道メーターの原価は。

5. 水道メーター使用料及び自己負担の負担軽減に取り組むべきではないか。

6. 家事用と考えるには無理のある世帯（戸）があるので、調査し、異なる用途での水道料金で徴収すべきではないか。

7. 通増方式の料金制を取り入れる等して住民の不満に答えるべきではないか。

■町長■

1. 平成26年度の決算額で、自己負担による工事請負費は741万9千6百円、貸付分の工事請負費は1千917万円である。

2. 平成26年度決算額で、自己負担による受託工事収益は、694万5千522円、メーター使用料の収入は、1千630万3千280円である。

3. 取替工事で外したメーターの再使用はできない。

4. 一般的な家事用の口径13ミリの水道メーターは、施工費などを含めて1基当たり約4万1千円である。

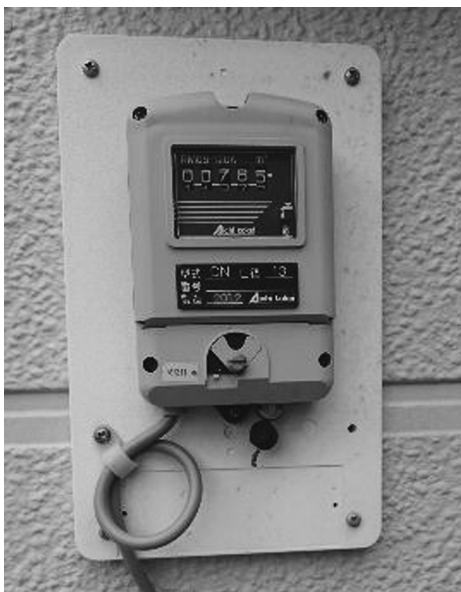
5. 水道メーターは給水装置に含まれるものであり、給水装置工事費は需要者の負担と水道法施行規則第12条の2第1項第2号で規定されている。町ではメーター更新時に給水装置工事業者に一括で発注すること

で、負担軽減になるよう配慮してきたところである。

6. 使用水量は家族構成等の要因などで、家事用でも平均使用水量を大きく上回る世帯が存在するため、使用水量により用途の適用を変えるべきものではないと考えている。また、申込み段階での確認や、毎月の検針結果から用途に実質的な変更がないかを把握しながら業務を行っている。

7. 通増方式の料金制は、使用水量が増えるほど単価が高くなるため、使用水量の多い世帯に負担を厚く求める料金体系である。住民への負担増とならないよう現行の体制を保つため、最大限努力していかねばならないものと考えている。しかしながら、給水人口の減少や水道管の更新、

水道施設の耐震化など、今後予想される問題に適正に対処するため、将来的には水道料金体系の見直しを検討しなければならぬものと考えている。



佐藤 英 行 議員（市民自治を考える会）

岩内町の財政について

■質問■

1. 平成26年度の将来負担比率及び地方債残高倍率が高いのはどのような理由によるものなのか、そのことに対する影響は。

2. 今後5年の将来負担比率及び地方債残高倍率はどうのように推移していくのか。

3. 健全な財政運営を行うことは当然のことだが、財政指標の変動に一喜一憂することなく冷静に将来を見据え、最適な費用で最大の福祉を実現し、安全、安心なまちづくりをするのが財政運営の基本だと考えるが、町長の考えと決意は。

■町長■

1. 平成26年度の将来負担比率は、210.4%で、起債の借入残高が増加し、その一方で基金残高が減少したことによる。

この数値上昇の影響は一時的で、起債残高の減少により、数値は下降していくと見込んでいる。地方債残高倍率は、国や北海道が公表する健全化の指標としては用いられておらず、あくまで国が示している指標で、健全化を判断している。

2. 将来負担比率は、今後2年間は平成26年度との比較で、数十%下降し、さらに下降していく見込みである。

3. 毎年度において収支の均衡を保ち、投資的事業は、後世への負担も考慮しつつ、起債残高の適正化や将来負担の平準化も見据えた町債の借入に努める一方、「地方版総合戦略」や「過疎計画」の登載事業を、計画的かつ戦略的に実施していくことが重要であり、短期的な視点ではなく、将来を見据えた財政運営を着実に実行していく。



岩内町における 非正規職員及び 指定管理者制度について



■質問■

1. 指定管理者制度を利用して委託した施設、指定管理者名、業務内容及び期間は。

指定管理者をどのような方法で選定するのか。委託金額の査定の根拠は。

2. 非正規公務員として、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員、臨時的任用職員の男女の人数とその報酬と費用弁償及び給与はどのようになっているのか。

3. 一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件、福利厚生はどのようなになっているのか。

■町長■

1. 平成27年度の指定管理者制度の利用施設は4施設あり、指定管理者は、老人福祉センターとデイサービスセンターを岩内町社会福祉協議会に、木田金次郎美術館を岩内美術振興協会に、郷土館をばとりあ岩内に指定している。

いずれも、施設の運営方針に基づいた業務内容

とし、指定期間は、老人福祉センターとデイサービスセンターを2年、木田金次郎美術館と郷土館を3年としている。

選定方法は、町条例に基づく公募等で選定するほか、委託金額の査定根拠は、施設の運営管理に必要な人件費、事業費、施設維持費等を精査し定めている。

2. 特別職非常勤職員は、地方公務員法で規定されているが、当町では現在任用していない。
平成27年10月1日時点での一般職非常勤職員は男性6人、女性51人の計57人、臨時的任用職員は男性5人、女性21人の計26人で、他に保育所などの代替職員として女性19人が登録され、給与は、町の要綱で日額、時給の賃金を定め各種手当を支給している。

3. 勤務条件では、一般職非常勤職員の勤務時間は午前10時から午後4時までを基本とし、臨時的任用職員の勤務時間は

泊原発の重大事故対策

について

午前8時45分から午後5時15分までとなつている。また、休日は、土日、祝日及び年末年始を設定し、有給休暇も、労働基準法に基づき、勤続期間に応じて付与している。

■再質問 ■
1. 岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で別表に特別職の報酬額の表としてあり、全部で43記載してあるが、これらは条例に基づく特別職非常勤職員ではないのか。

2. 臨時・非常勤職員のうち、地方公務員等共済組合法、地方公務員災害補償法及び退職手当に関する条例が適用されない者については、勤務形態に応じ、厚生年金、健康保険、雇用保険、労働保険各法律に基づく適用要件に則った適切な対応が図られるべきとあるが、町はどう対応しているか。

■質問 ■

1. 特別職非常勤職員は、地方公務員法第3条第3項に基づく職員であり、岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に掲げる委員は、地方自治法第220条の3の規定に基づく附属機関の委員である。

2. 57名の非常勤職員は、雇用保険、災害補償制度へ加入しているが、厚生年金及び健康保険は正規職員の勤務時間の4分の3未満であるため、加入していない。

福島第一原発事故を契機に原子力規制庁が発足し原子力規制委員会が設立され、平成25年7月「実用発電原子炉にかかると新規基準」を制定。安全確保対策のうち「特定重大事故等対処施設」についてバックアップ対策として5年間の猶予で常設化を求められている。

1. 5年猶予の起点となる年月日は。

2. 5年猶予の施設となる「特定重大事故等対処施設」の種類は。

3. また、各々の工事成済予定とその進捗率は。

■町長 ■
1. 特定重大事故等対処施設は、故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより原子

炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合等に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設で、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」が本年1月に改正され、5年猶予の起算日は、工事計画認可の日からとなっている。

3. 特定重大事故等対処施設の設置場所の造成工事や注水設備である貯水ピット設置工事など、既に着手している設備もあり、個々の設備で工事完了時期が前後する可能性はあるが、特定重大事故等対処施設全体として、平成31年度末の完成を目指し、設計及び工事を進めており、個別の進捗率は出していないとのことである。

■再質問 ■

平成28年2月17日の「実用発電用原子炉に係る新規基準」において原子力規制委員会は、「バックアップ施設は施行後5年後までは規定を適用しないことができる」から「バックアップ施設は、新規基準の施行段階で必要なシビアアクシデント対策等に係る工事計画の認可から5年後までに備えていることを求める」になった。

このことは安全確保の観点から明らかに後退である。町長の見解は。

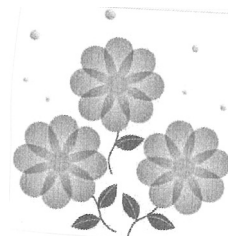
■町長 ■

原子力発電所においては、いかなる事情よりも安全性を最優先することは当然のことであり、事業者である北海道電力においては、規制基準に求められた安全対策はもとより、自主的な各種安全対策にも取り組み、世界最高水準の安全性を追求しているものと承知しているが、安全対策に終わりは無く、さらなる安全性の向上に向けた不断の取り組みを北海道電力に、引き続き求めていく。



議 会 日 誌

2月 5日	岩内観光協会新年会員懇親会
15日	議会運営委員会
23日	原子力発電所問題特別委員会
23日	各派代表者会議
24日～25日	後志町村議会議長会定期総会
25日	社会文教委員会
26日	建設産業委員会
29日	総務委員会
3月 1日	岩内高校卒業証書授与式
1日	社会文教委員会
2日	建設産業委員会
3日	総務委員会
4日	議会運営委員会
7日	第1回定例会招集
9日	岩内町スポーツ表彰式
14日～18日	第1回定例会
29日	保育所修了式
30日	国富2号トンネル安全祈願祭
4月 4日	社会文教委員会
5日	建設産業委員会
5日	保育所入所式
8日	岩内高校入学式
11日	懸案事項陳情
15日	岩宇正副議長会総会
19日～21日	懸案事項陳情



一般質問の全文は、町のホームページ内
「議会」のページにて公開して
おりますので、ご覧ください。

町公式HP：<http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

飲酒運転根絶を宣言する決議

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、国民すべての切実な願いである。私たちの生活は、車社会の進展とともに、利便性が向上し、経済的にも豊かさを増したが、一方で被害者、加害者がともに大きな犠牲を払う悲惨な交通事故、中でも一人一人の取り組みによって防止できるはずの飲酒運転による交通事故は、依然として後を絶たない状況にある。

北海道内においては、一昨年7月13日、小樽市銭函で飲酒運転により、3人死亡、1人重傷、しかもひき逃げという、極めて悪質な事件が発生した。その後、飲酒運転の根絶に向けた様々な取り組みにもかかわらず、昨年6月6日にも、砂川市の国道で一家4人が死亡、1人重体という悲惨な事故が再び発生し、道民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらした。更には、「北海道飲酒運転根絶条例」が施行された直後、本年の1月2日には、室蘭市の国道交差点で、若者男性3人が死亡するなど、極めて憂慮すべき事態となっている。

こうした悲劇を二度と繰り返さないためには、警察による取り締まりと、本人の自覚のみに任せるのではなく、地域社会全体として一人一人の心に、飲酒運転は「しない、させない、許さない」という規範意識を、住民はもとより社会風土として定着させなければならない。

これまで国が進めてきた罰則等の強化のみでは、悲惨な飲酒運転による交通事故の根絶はかなわず、意識啓発の一層の充実はもちろんのこと、各年代にわたる生涯教育、酒類を提供する飲食店等の協力など総合的かつ効果的に推進していくことが必要である。

よって、岩内町議会は、北海道をはじめ、各市町村、各関係機関や団体との連携を強化するとともに、交通安全を推進し、安全・安心かつ住みやすい岩内町にするため、飲酒運転の根絶に取り組むことをここに宣言する。

以上、決議する。

平成28年3月18日

岩内町議会

編集後記

「議会だより132号」をお届けいたします。第1回定例会での代表質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、代表質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)